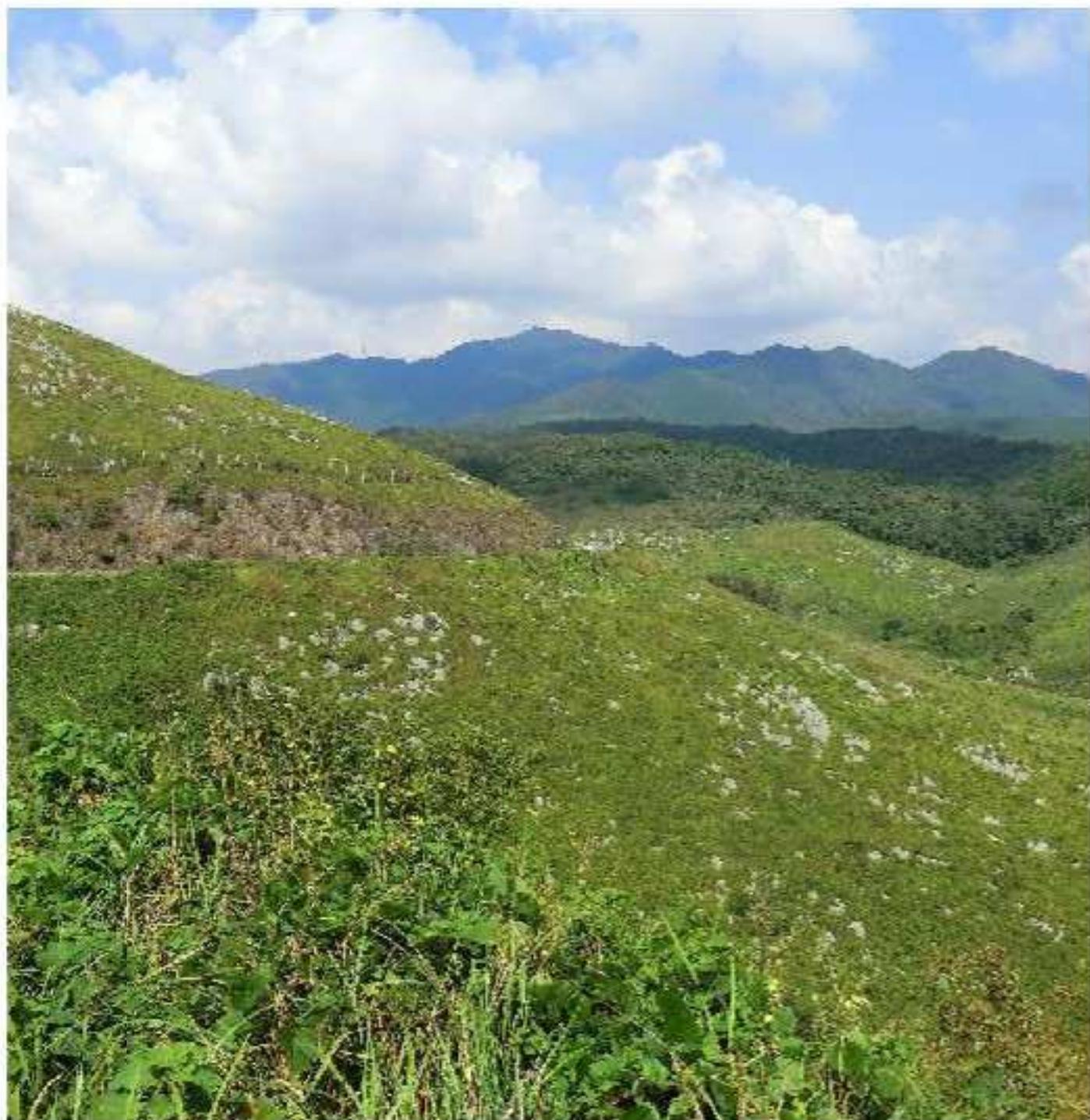


# P TENPObe PRESS 2013Autumn



山口県秋吉台 日本最大のカルスト台地

pick up...

相続税・贈与税に係る平成25年度税制改正



記録的な降雪も終わり、朝晩は肌寒さも感じる季節になりました。当社が成り立って頂いたお客様にお送りしているTENPO Coeプレスも、最初に発行させて頂いてから10年が経過しました。私が前職で大変お世話になった元上司の方から「お客様向けに発行する情報誌は、継続してこそ意味がある」と教えてもらったことを、よく思い出しました。

社員の意見で、今回からTENPO Coeプレスの装いを変更することになりました。いかがでしたでしょうか？また、皆様のご感想をお聞かせ下さい。私は、今まで日本中をサイクリングして撮り貯めた写真を、表紙に使うことになり、喜んでおります。

株式会社TENPO Coe 代表取締役 田端比呂志

## 学 び 舎

～不動産のあれこれ。一緒に学びましょう！～

### Q & A

地主様(家主様)から頂いたご質問をご紹介！皆様の土地活用の参考になれば幸いです。また、こういったご質問は随時対応致しますので、何かありましたらお気軽にご連絡下さい。

#### テナントからの賃料交渉への対応(大阪府/60代/男性 より)

【Q】約8年前に店舗を新築し、飲食店に90万円の家賃で賃貸しています。先日、店舗担当の担当者が訪ねて来られ、家賃を5万円減額してほしいという旨の書面を振られました。建物賃貸借契約書には賃料は3年毎に協議する旨とありますが、今まで一度も協議したことはありません。私としては減額したくありません。中入りを断っても問題ないですか？

【A】賃料減額を申し込まれた場合、まず最初にすべきことはその店舗の売上状況を把握することです。よく家主様から「調べ方がわからない」という声を聞きますが、減額をお願いされている立場なので、減額を検討するために、売り上げを教えてくださいと要望すれば、開示してもらえるはずです。その上で、減額に応じるか、断るかを判断しましょう。減額を断ったからと言って中途解約になるとは考えにくいですが、減額したからといって中途解約しないかと言えば、そうとも限りません。こういった対応はケ スパイケ スで一貫したように交渉したらよいかアドバイスできません。売り上げを調べてもらって、再度ご相談頂ければ、具体的にアドバイスさせていただきます。また、よろしければ、そういったテナントとの交渉も仲介もさせていただきますので、是非ご相談下さい。

(文責:辻川)

## 相続税・贈与税に係る平成25年度税制改

平成25年度税制改正大綱で相続税の改正が発表されました。参国会で成立すると、平成27年1月1日以後の相続について、相続税の基礎控除が引き下げられ、課税対象者が大幅に増える見込みです。そこで、緩和措置として、小規模宅地等の特別の適用範囲が拡大されることになりました。激しさと緩和の組み合わせが、今回の税制改正のポイントです。

### 相続税・贈与税の主要な見直し項目

項目	改正後(主なもの)
小規模宅地等評価減	・特定居住用宅地等の対象面積を240㎡から300㎡に拡大 ・特定農業用宅地等と特定居住用宅地等との併設可能 ・特定居住用宅地等の適用要件の緩和(二世帯住宅、老人ホーム)
相続税の基礎控除の引下げ	(現行) 5,000万円+1,000万円×法定相続人数 (改正後) 3,000万円+ 600万円×法定相続人数
相続税率	最高税率を50%から55%に引き上げ、8段階の累進税率に
未成年者控除・障害者控除	相続税の未成年者控除・障害者控除の1年あたりの控除額を10万円(特別障害者に係る障害者控除は20万円)に引き上げる
贈与税率	最高税率を50%から55%に引き上げ、9段階の累進税率に 20歳以上の者が受ける直系尊属からの贈与は一部税率を緩和
相続時精算課税の適用要件	贈与者の年齢制限を65歳から60歳に引下げ 受贈者の範囲に20歳以上の孫を追加(現行は推定相続人のみ)
教育資金一括贈与の特例(新設)	祖父等(母等)が、子・孫(養親等)が30歳に達するまでに支払う教育資金を一括贈与した場合について、贈与税を非課税とする特例を創設する

(注)上記の改正は、原則として、平成27年1月1日以後の相続、遺贈又は贈与について適用される。死亡保険金の非課税制度の見直し(非課税が「500万円×法定相続人の数」の計算における「法定相続人の数」を、「未成年者、障害者又は被相続人の相続直前の生計一親族」に限る改正)は、行われないことになった。

また、土地活用で利用されるケースの多い、相続時精算課税も使いやすくなりま

### 相続時精算課税制度の見直し

項目	現行	改正後
対象	将来、相続関係に入る親から直系血縁への贈与について、選択性により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時点で清算する課税制度	同左
贈与者	65歳以上の親(父・母ごとに選択可) (26歳までの住宅取得資金贈与については年齢制限なし)	60歳以上の直系尊属 (父・母・祖父・祖母ごとに選択可)
受贈者	20歳以上の子(各人ごとに選択可)	20歳以上の子及び孫(各人ごとに選択可)
選択の自由	必ず (一度選択すると、相続時まで継続適用)	同左
控除	非課税枠:2,500万円 (限度額まで複数年にわたり使用可)	同左
税率	非課税枠を超えた部分に対して 一律20%の税率	同左
適用手続	選択を開始した年の翌年3月31日までの...A制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税	同左
相続時精算	相続税の計算時に精算(合算)される (贈与財産は贈与時の時価で評価される)	同左

(注)上記の改正は平成27年1月1日以後の贈与について適用する。

## TENPObeの部屋

このコーナーでは様々な角度から  
TENPObeをご紹介します！

今回は、TENPObeホームページのご紹介です。TENPObeがファン様に注目して頂いている一番の理由は、やはり何と云っても業績の多さです。『当社業績一覧』には、今までにTENPObeがプロデュースした数多くの店舗の写真が掲載されています。もちろん、トップページの店舗写真もその一部です。(※写真機により、一部掲載していない店舗もありますので、ご了承ください)

▼トップページ URL: <http://www.tenpo-be.co.jp>



ココをクリック！

その他、充実した内容になっています。ぜひ一度アクセスしてみてください。(文責:辻川)

## コピキチ絵日記

このコーナーでは、コピキチが日頃の活動や  
様々なお知らせを皆様にお伝えします！

このコーナー担当のコピキチこと小泉美生（こひきみさ）です。  
今年の春からTENPObeの一員となりました！まだまだ未熟者ですが、  
誠意を持って頑張りますのでよろしくお願いいたします！では、まずは自己紹介から..

### コピキチ自己紹介



名前：コピキチ  
性別：女の子  
血液型：O型  
趣味：読書・テレビを観ること  
特技：絵を塗ること・料理  
好きな食べ物：スパゲティ  
性格：少々おっちょこちょいで動ずかしがり屋。  
不動産の知識を身に付けるため日々勉強中です！  
今月、宅建試験に挑戦しました！（結果は次回のプレスで..）

### 《編集後記》

ついこの間までクーラーをつけていたのに、もうすっかり冬の寒さですね..、皆様も体調にはくれぐれもお気を付け下さい。

【発行元】株式会社TENPObe(テンポビー)  
〒563-0037 大阪府池田市槻木町4-3  
TEL:012-750-2500 FAX:012-750-2600  
E-mail:info@tenpo-be.co.jp URL:<http://www.tenpo-be.co.jp>  
【発行年月日】2013年10月25日 【担当】小泉

TENPO  
be